

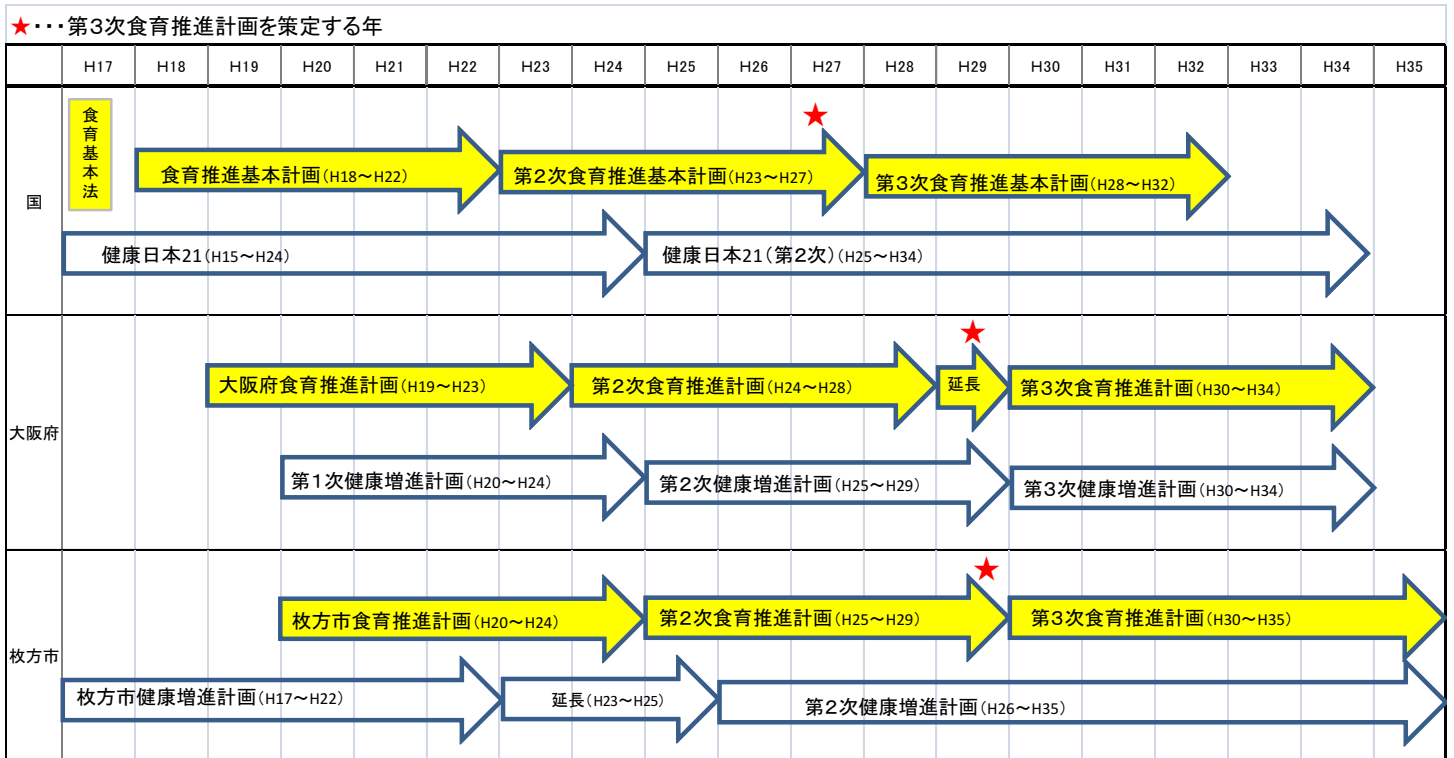
## 第3次枚方市食育推進計画の策定について

### 1. 第3次枚方市食育推進計画の策定にあたって

枚方市食育推進計画は、食育基本法第18条の規定に基づき、国の食育推進基本計画及び大阪府の食育推進計画を基本として、食育に関する施策について総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

平成25年3月に策定した第2次枚方市食育推進計画は、平成29年度が計画期間の最終年度であるため、平成28年3月に策定された国の第3次食育推進基本計画を踏まえた後継計画として「第3次枚方市食育推進計画」を策定するものです。計画期間は、第2次枚方市健康増進計画に合わせ、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

### 2. 国・大阪府と本市の現計画の関連



### 3. 第3次枚方市食育推進計画 検討組織の体制について

